



年末調整相談

年末調整個別相談所を下記の日程にて行います。

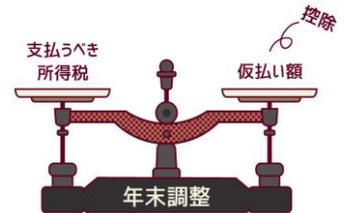
担当税理士:大矢啓資税理士

◎八百津町商工会会場 令和3年1月6日(水)

◎役場 久田見出張所会場 令和3年1月14日(木)

いずれの会場も、午前9時～12時まで

※本事業は、岐阜県の補助金を受けています。



決算確定申告

◎ 令和2年分の決算・確定申告の受付は、
令和3年2月16日(火) ～ 令和3年3月15日(月)までです。

◎ 令和2年分の消費税の申告の受付は、
令和3年3月31日(水)までです。

【 税理士による決算・申告相談日 】

◎ 委嘱税理士：大矢啓資先生

開催日	会場	開催時間
令和3年 2月15日 (月)	役場久田見出張所	AM 9:00～12:00
令和3年 2月24日 (水)	八百津町商工会	AM 9:00～12:00
令和3年 3月2日 (火)	役場久田見出張所	AM 9:00～12:00
	八百津町商工会	PM 1:00～PM4:00
令和3年 3月9日 (火)	八百津町商工会	AM 9:00～PM4:00

※本事業は、岐阜県の補助金を受けています。

◎ 決算・申告相談に係るお願い！

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、決算・申告の相談に限り、事前予約制とさせていただきます。

窓口での密を避ける措置として、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

事前にお電話でのご予約をお願いいたします。

青色申告特別控除

◎「青色申告特別控除額」が変わります！

従前の青色申告特別控除65万円の適用を受けるためには、e-taxによる申告(電子申告)を行う必要があります。

なお、10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様です。

時期	令和元年分 確定申告まで	令和2年分 確定申告から
特別控除の要件 65万円の青色申告	(1)正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2)申告書に貸借対照表と 損益計算書などを添付 (3)期限内申告	改正前と同じ + ① e-Taxによる申告 (電子申告) 又は ② 電子帳簿保存

※ 商工会では、商工会委嘱・税理士会派遣税理士の代理送信による電子申告を行っています。お気軽にご相談ください。

なお、今年度の決算・確定申告のご相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、事前予約制とさせていただきますのでご理解ください。

事前に電話でご来所のご予約をお願いいたします。

◎「決算書」「申告書」ともに電子送信に移行していきます。

本年度より、「決算書」「申告書」ともに電子データを作成し、税理士の代理送信による電子申告に順次移行していきます。

事業者のみなさまには、決算書(控)または収支内訳書(控)(※白色申告の方)にご記入いただき、商工会へ持参ください。

※減価償却費の計算については商工会でご相談ください。

商工会にて、電子申告に対応した決算書データを作成します。同時に、申告書についても電子申告に対応した申告書データを作成します。

商工会で作成した電子申告用データをお預かりし、当商工会委嘱の税理士の先生による代理送信により電子申告を行います。

なお、電子申告を行う際に事業者様の立合いは不要です。

電子申告終了後に、送信した決算書・申告書と受信通知(送信した証明書)と共に、事業者様に書面でお渡しいたします。

詳しい説明をお聞きになりたい事業者様は、商工会へお尋ねください。

※電子申告を行うための手数料は無料です。

※商工会記帳機械化による記帳支援を受けておられる事業者様は、別の方法で電子申告を行います。

1)窓口支援による電子申告:国税庁「確定申告作成コーナー」で対応します。

2)商工会記帳機械化支援による電子申告:「みんなの青色申告」「みんなの電子申告」で対応します。

加入すると

お得な

小規模企業共済のすすめ

ゆとりある老後のために自助努力。将来年金だけでは不安という方。

Q. 小規模企業共済に加入していますか？



裏面へ

A. 入っています

A. 入っていません

安心 安全 国がつくった経営者のための退職金制度です。

こんな制度です…

- 昭和40年に「小規模企業共済法」に基づき発足して以来、順調に普及
- 加入者数は約143万人、運用資産は約9.7兆円（H31.3現在）
- 共済金支給額の平均は1087万円/人、支給総額は約4800億円（H29年度実績）

加入対象者

制度に加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員（正規雇用人）数によって判断されます。

小売・卸売・サービス業等
※旅館・娯楽業は除く

従業員

5人以下の企業



農林漁業・製造業・建設業
運送業・旅館業・娯楽業等

従業員

20人以下の企業



※ 従業員とは、個人事業主や会社役員、共同経営者（2人まで）及び家族従業員、パート従業員、アルバイト従業員などの臨時に期間を定めて雇い入れている者を除いた、正社員として雇用されている方を言います。

共済金A・Bの利回りは1.0%~1.5%

詳しくは裏面の「共済金の受け取り」をご覧ください

小規模企業共済の お得 ポイント

ポイント

1 掛金は、全額所得控除

掛金は月額1,000円から7万円の範囲（500円単位）で自由に選べます。

払い込んだ掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

（確定申告書の『小規模企業共済等掛金控除』にご記入ください）

雑損控除	⑩	
医療費控除	⑪	
社会保険料控除	⑫	
小規模企業共済等掛金控除	⑬	
生命保険料控除	⑭	
地震保険料控除	⑮	
寄附金控除	⑯	
寡婦・寡夫控除	⑰	0000

ポイント

2 受取時も 税制メリット

- 共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180か月以上掛金を納付した方も受け取ることができます。
- 受け取りは、「一括」「分割」「一括と分割の併用」がある一方税制のメリットがあります。

一括受取 → 退職所得扱い

分割受取 → 公的年金等の雑所得扱い

ポイント

3 資金に困ったら…

事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7割~9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。

一般貸付制度 → 貸付利率 年1.5%

小規模企業共済！ 気になったらすぐ商工会へご相談を…。

岐阜県知事メッセージ

感染症流行期の冬季！ 一層の警戒継続を・・・。

1. 高感染リスクの行動を回避

→「大人数の酒類を伴う飲食」など高リスクの場の回避
特に「マスク未着用」「大声を出し飛沫が飛び交う」行動は要注意。

2. 体調不良時は必ず行動ストップ！

→「体調がおかしい」と自覚したら、会食をはじめ外出、出勤、登校をストップ。
ただちに、医療機関へ相談・受診。

3. 「マスク着用」「手洗い徹底」「人との距離確保」

→感染症はみんなで守る危機意識。
引き続き、基本的な感染防止対策を徹底。

4. ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言の徹底

→コロナ・ハラスメントを許さない環境づくりを。
また、実際にハラスメントを受けたり、
見聞きした場合は、すぐに相談窓口へ。



くっつかないモン
#KeepDistance



手を洗うモン
#WashHands



換気をするモン
#OpenWindow

年頭にあたり

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、新型コロナウイルス感染拡大、更に7月豪雨の風災被害など予期せぬ事態により、経営に大きな影響を受けられた事業者様が多くお見えになったことと存じます。

商工会では、川まつり花火大会、八百津町産業文化祭など通年事業の中止、諸会議も書面議決へ変更し会議によるひとの参集による密を避けるなど過去に経験のない商工会運営となりました。

あらためて、こうした事態に対応できるような事前の備えの重要性、必要性を強く感じる年となりました。

令和3年度は、「八百津町商工会事業継続力強化支援計画」の県知事認定を経て、事業者みなさま方の「事業継続力強化計画(事業者BCP)」策定支援をスタートさせてまいります。

予期せぬ非常時においても速やかに事業が再開できるよう、危機管理体制の向上支援をあらたな商工会事業に取り入れます。

令和3年が、みなさま方にとって明るい年になりますよう、職員一同頑張って事業者支援を行って参りますので、本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

令和3年 元旦
八百津町商工会職員一同



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する！

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>